

議案第16号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「において」を「の規定により」に、「ごとに規定された」を「に応じて規則で定める」に改め、同条第4項第1号中「5万5,000円」を「15万円」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤に係る費用弁償の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤に係る費用弁償 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤に係る費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

渋川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通勤に係る費用弁償）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の規定による通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を勤務1回につき支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）常勤職員の給与条例第19条第1項第2号に規定する支給要件に該当する職員 <u>常勤職員の給与条例第19条第2項第2号の規定により自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額を20で除して得た額</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 第2項の規定に基づく費用弁償の1か月当たりの支給上限額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第2項第1号又は第3号の規定により算出する場合 <u>15万円</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>5 <u>第2項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤に係る費用弁償の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>（1）<u>駐車場等に係る通勤に係る費用弁償 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>（2）<u>前号に掲げる通勤に係る費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前3項の規定による額</u></p> <p>6（略）</p>	<p>（通勤に係る費用弁償）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の規定による通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を勤務1回につき支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）常勤職員の給与条例第19条第1項第2号に規定する支給要件に該当する職員 <u>常勤職員の給与条例第19条第2項第2号において自動車等の使用距離の区分ごとに規定された額を20で除して得た額</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 第2項の規定に基づく費用弁償の1か月当たりの支給上限額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第2項第1号又は第3号の規定により算出する場合 <u>5万5,000円</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>5（略）</p>